### 平成二十三年二月九 日 会規第九 十三号)

改 正 同令平和成 二七 年 三月月 五四 日 日

六月 一 一 日

又は受領 γ · —  $\mathcal{O}$ 七 7 条 処 条を除れて関 額を適 がのの 正化 (き、以下同じ。)が遵守すべき事項を定めるとともに、ないて弁護士(弁護士法人及び弁護士・外国法事務弁護士:なされているとの批判を受けたことに鑑み、臨時の措置が弁護士等によって不適切な勧誘、受任及び法律事務処理 規 化 士は し、もって弁護士に対する国民の信 払 金 返 1法人及び弁婆」 1法人及び弁婆」 批判を受けたことに鑑み、富批判を受けたことに鑑み、富力を勧誘、受任及び法律 頼の確保及び 公、臨時の記録理事件が 措置として、債務処理並びに不適正 依頼者 頼者の利益の擁護を図ることを目的とする。主として過払金返還請求事件における弁護士報一共同法人(以下「共同法人」という。)を含む。 に 生 じて 債務整 V) 正るか状 理 9 況 生事件の勧誘、 に お 1 、 て、 債 誘、 弁 受任及 護 務 士 整 報理 び 酬 法律請 に 事 求 9

定義

<

第二条 こ は 理 債 事 務 3の貸付けに係る分割払の定めのある債権であって、当該債権又は当該債権に係る債務7人に必要な資金(住宅の用に供する土地又は借地権の取得に必要な資金を含む。)又20件を弁護士に依頼し、又は依頼しようとする者をいう。ただし、総債権者に対する債務4年、金融業者に対して債務を負担する個人又は次に掲げるいずれかの会社であって、1982年  $\mathcal{O}$ 規 程 に お 1 て、次 の各 号に 掲 げる用語 の意義 は、 当該 各号に定めるところによる。 務 建 げ

設

若し

債

務

とす な資 金購 る者に限 いる。)の、 主たる債務者に対する求償権を担保するための抵当権 確が住宅に設定されてい該債権に係る債務の保証(資金を含む。)又は住宅 るも (保 改良に必  $\mathcal{O}$ 証 係る業の 係

を除く。)の 総 運送業その他の業 類が五千万円を超える者を除く。 《種 (商業又はサー ビス業を除く。)に属する事業を主たる事業とし

て営

む

会

常時使用する従業員の数が二十人以下のもの

社

口 ハはサー ビス業に属する事業を主たる事業として営む会社であって、 常 時使 用 する従業員 0 数 が 五. 人 以

# 下

- を するとみ 5 る
- び定債 第 め権 六る 者 号利と整者 者に息交理 等規の渉事 律任定利を件務 する 率 し 7 に 処 権 過 ょ る 理 すがて 債 る債 直 権 事 L 件者 を有することと 計 をに 算 を い対 し V ; L た結 て有 債 果権 す な 者 る とみ 債 لح  $\mathcal{O}$ 務 合者 取ら  $\mathcal{O}$ が引れ 事 にる 9 こを含, い権 さする。者に対 7 に 0 対利い し息て て制 債 限 弁 務法済 をへの 負昭額 担和 し二方な十法 い九等 こととれていることと な 第 7 る 百 裁 号 判 外 及がで
- の処 非 ほ す 事 べ業 き 法 と予 事 意 務 整 が理 き 次事払 条件金引 る事 及 び 任 件 件第意を四整 こ い う。 に 理 事 性 規作の う にする事 ち、 務弁場 の護は士 かが 第る井時 条点 第に <del>--</del> お 項い 第二 て、 号イ 当 該 か任 ら意 ト整 ま理 で事 に件 掲に げお るもいて
- 五 <u>\f</u> 事債に理 払件務 債 務想 かするこ 者 にれ 事 係 件 る む。)を <u>\frac{\frac{1}{3}}{1}</u> 事 71 う。 定 調 申
- に弁 取の報の着弁対済過 L す てべ金及整ぼそき返び理尽 き還金還 金還こ事さる  $\mathcal{O}$ 返 を超事に 成酬結酬士求之件類 て 行う事: 債権者 者と 争件をいう。った金額(以下「石との取引についてのを整理事件に 「過払金」といれて、利息制限法件に付随して特定、破産手続開始も か生じることとなっためる利息の利率による甲立て等を行う場合を件、民事再生手続開始 5つた債務による引き続開始申 務 直 者 L が、当該に 債 た 権結 者 果
- 八七 報 そ 職  $\mathcal{O}$ 価 として 受 け る 報 酬 を 11 う。
  - t 1 弁 酬 7 護 士弁還 のがを Š うち、職 護 がかが 件 法 律 事 務  $\mathcal{O}$ 性 上、 任 事 務理務 処の処 対 理  $\mathcal{O}$ を 結 いう。 果 に 成 功 不 成 功 が あ る
- 九 ŧ すに酬に手護 つ金つ金士 11 て、 弁護 そ 士そ の報の報護請 功の果 うの  $\mathcal{O}$ ちいか 程 度 に弁ん弁務 応護に じ士か士対 7 受ける委任恵がわらず受任時が、事件又はは 事法時 務律に 務処理の対価をいる律事務の性質上、そに受けるべき委任事 う。 事処 理 の価 結 果 に 成 功 不 成 功 が あ る

## ベ 項

れす 護 条 聴 士 が 人 定 受 護 任士き で いあ すは事 ` う。) る予 難 る 場 債 定務を が ある事 あ  $\mathcal{O}$ 事 0 て 場件 情 債 は一合 が を 、務者と・ 当に 受 あ 該あ任 るときは 弁 2 す 自 るに て 護 5 は出法 面 当 談 人な た 当 をし くとも 該 又 0 は て 事 て、 は、 情 共 同 そ が 次 法 B のあ うらか W 人 だ後 掲  $\mathcal{O}$ げ 社のじ る 速 員いめ 事 B 又ず か項はれ 当 を使か該 12 人 聴用 事 取人 件 自 を、 5 L を で なあ 受 面 け 談 る 弁 任 れ弁護 を す ば護 士る L なら 7 士法予  $\mathcal{O}$ 人 定 う 次な 又の 12 いちは弁 撂 少共護 げ たな同士 だし くと る 法 事 人 もが数 を面い受の

取 す

- $\mathcal{O}$
- $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 生債 活務 者 当 債 務 者 と生 計 を 同 U くす る家 族 が あ るときは 該 家 族 を 含 む  $\mathcal{O}$ 資 収 入、 活
- 当 号 該 はに債 務 げ者 状る 況 も不 だの動 の産 有 L 1 る 段整場 合 事に 件あ 2 理は そ  $\mathcal{O}$ 処 意理に 理 関 す る 希
  - 前 掲 当 該て 債 務  $\mathcal{O}$ 処て に 関 す る意
- にれそ 把ば  $\mathcal{O}$ 弁 なら 握 他 護 士  $\mathcal{O}$ な適 当 な 前 この 通 項 た できるように努め 信 場合 手 段 L に書ほを所 に お b) \ 規 いては、 定 す 又 は Ź 当同 特 該居 弁護親 の事事 士族 情 を介 があ が 面 m談して聴取な がするなどして る 場合 で あ wを行う!!っても、 場合と変える、電話、な わる 書 ら事 面 な項を フ 程把 ア 度握 ク に、当はにた上 シミリ、 「該事項な 子 メ を L 的な 確けル
- が件 第 あ 12 るときは、 関 関連する他の債一項の面談は、... 遅することがで この債 の限りでない。 債務整理事件の債務者につ 不利益が整理事 つれ いば て、ら そな のい 0 両 者と同時ただし、 時 に当 面該 B談することが 債務整理事件 が件 必の 要な場 債 務者 合 及 そ U  $\mathcal{O}$ 当 他該 特債 別務 な整 事 理 情 事

事 件 :処理方 針 等 及び 事項 0 説 明

- げ下 匹 る事 条 弁 護 弁 士 護 士 費 土は、 他の 用 選択したときは、法令の定めによる資格等の不利益事項の説明をしなければならない3」という。) 並びに当該方針に係る法的手 いない。いかのでは、これのでは、これの手続き、これの理のでは、これの理のでは、これの理のでは、これの理のでは、これの理のでは、これの理のでは、これの理のでは、これの理解をは、これのでは、これの理解をは、これの理解をは、これのでは、これの理解をは、これのでは、こ 及の び方 処理方法が 法見 に通 関 Ĺ し て 弁 生 護 U 士 一報酬及びる 予 そ 想の さ他 れの る費 次 用 12 掲 以
- ること。 破 産項そ 続の を選 格等  $\mathcal{O}$ 制 限 に ょ ŋ 当 該 債 務 者 が 就 くこと  $\mathcal{O}$ で き な 11 職 業 が あ
- 7  $\mathcal{O}$ 支障 提 当 供該 いを行うも い 情務者がに が 生 じる おそと の信 を用 れ い情 、 う 。  $\mathcal{O}$ 報 あ 機 ること。 関 に お 、 資 11 金 て て借入金返済業の借入金の借 済 入 能 金 力に 返 済 関 能 計る情報 報を す Ź 登情 録 報 さの れ収 集 金 及 融び 機 金 関融 か機 ら関 のに 借対 入 す れる 当 に該 関情 し報
- 説債 務 有し ている不動産 等  $\mathcal{O}$ 資 産を 失う可 能 性 があ ること。
- 前 明 は、者が 前所 条 に 規 定する聴 取 を行 った 弁 護 士 お 11 自ら、 当該 聴 取 に . 引き 続 11 7 行 わ な け れ ば な 5 な

- 3 ことが で 前 あ護 きる て法規 人定 前又に 条はか に 共か 規同わ 定法ら . 人 ず す のる聴取りる聴取り \_ す項 を るの 行 場説 0 た弁のの 弁 あ 護 9 前 士 工以外の 規  $\mathcal{O}$ 弁護 定す 弁る 士 護聴 を 立士取 以下スはった 下この 共 弁 同護 条法士 人の 12 の同 お 社席 11 員の て 又はで 同 U 使 用他 に 人の お で あ任 11 る 7 弁 行 弁 護 う 護
- きそ 0) た他項 正の 当 規 な定 理に 由か 弁がか あわ 殴士と十分な<del>なのる場合は、以ののででででででいる。</del> 5 ず、 当項 面思該の 疎 聴 説 通取明 後は 遅前 た滞条 上なに 規 定 の当 す 4弁護士におい郷取を行ったな郷取に引き続い 弁い 護 7 士 行 12 にうに い十 て、 分 な 自時 ら間 行が で元と がる で
- が面談し る。 前 項 の場合 L て行う場 電 子 だ L メートにお お で合と同じ のこのに である。 11 該 くて、 護 U 当 他 程の該 度に当る 適 債 当な 務者 該通 が意 債信 務 談 手 **一段を用** 者 が を 説 义 明 いな 9 を 7 11 理 説明をすることが で説明を 解 で することができるように 他 を受けることをその受任弁護士におりる聴取を行ったりる時間に引き続き できる。 希望するときは、 11 この て 説 努める。 場 明することを 合 お 電 話、 て げ な 面、 弁 フ ア 護 士ク

第 五. 士 護力用 等)  $\mathcal{O}$ ょ

が弁が条兼 護生士じ じ 弁 なはな護 1 ようにない前に ように 弁護 士 費用 し、 条 がつ、対規定に る事 自 らり の弁 項 で委任 弁護 護士 士費 契報用 約酬に 書 のつ に額い 記がて 記載するに当たっては、か適正かつ妥当であるこて説明をするに当たって つ妥当であることのでするに当たっては、 当該 の理解を得るよう好で、債務者に弁護士 債 務 者に 弁 護士 士 費用 費  $\Diamond$ 用 る。 に 関 関 す す る る

事 護律 士扶 制 度  $\mathcal{O}$ 説 明)

11

努

 $\emptyset$ 

る。

か六へ解 つ条民 当弁法 当 کے 認 士 制 等度めは助 ののら 明利れ債 用る場整 希合理 望に事 するとなると き律任 は扶す る 助 そ制に の度際 利そ し 用のて が他は 可の 能と,事案 となの案に るように好えしい者 応 じ、 当 努の 該 め権債 る。福利なる。 保者 護の の経 た済  $\Diamond$ 生 の活 制の 度再 を生 説の 明観 し点 カン 当 5 該必 債 要

弁 護該 示 用 等

七 所は条受者の氏任が相 名 債 務 事 職 整 理 護務 務 事 士所上 の法に 件  $\mathcal{O}$ 取人名氏 を 名を任 扱又称 いはが あ使し 等 共 る用た に同 法場 関 し弁 人合 て護 す のにい る 士 法社あ る ってて 員 弁 護 弁 はつい 士 h和六十 き士法 そのな い法 人又 は ·昭 和 年 共 法 を含と 同 <u>-</u> + 第六十六号) 人 むの 人は、 -四年法 氏 名を 以下 該 律第二百五 同い . う。 債務 第 者に 以下同 八 + 対 L ľ 第三十  $\overline{\phantom{a}}$ 項 及 Þ 人び カン いの 又法に 十は 7 律 四共事弁 用 同務 護 す 外 法 所 士 る 玉 人のに 弁に所あ 護あ在っ

け れは ば な 5 で 規 ある弁 定に 護 士 き当該 0 氏 7名及び 債 務 整 当 理 該 事 社 件につい <u></u>員 又は 使 て業務 用 人で を あ 担当 る弁 「する 護 士 が社 員 所 を 属 す 指 る法 定 L た 律 場 事 務 合 所に  $\mathcal{O}$ あ 所 2 7 在 は、 場 所 を 該 明 社 示 員 L な

- 2 全 て 前  $\mathcal{O}$ 項 弁  $\mathcal{O}$ 護 規 士、定 によ 弁 護 る 任士明 し法示 た人は 理弁及、人養び弁 士共護 同士 弁 法 護人 弁 護 士 人そ法又の人 所は明及 の共示び 共 同 き全 法 人 てが の債 所理事務 人項 整 弁を選っる事 護士会を、書面、選任したときは、ついて、共同してサ件を共同受任\_ て L i た な 場 債け 合 務れ 12 者ばは にな 5 対 しな て、
- 3 選 ル 任 債 その 務 後 速整 他やか事 件れに、 件 5 を受 に 当 類する適 該 復 代 週当な方法によs 吐人の氏名、法律 法士が ŋ 律 法 通 事 知 務 L なけ 所同す 在法べ ば 場 人 一知が なら がある がある。 な び代 属 フ 当 ア 該 ク ミリ、 電 子 メ
- 4 限 旨 りで を 債 務 通 な 知整 L 理 な 事 け れの 復 ば なら理 な 人に 1 0 選 ただし、 、た前弁 項護の出 は、 規 定 に 選 よる通 任 後れ 速 に、 復 代 当該債 理 人との 務 連者に 対 によるも し て、 の前 で 項 あ  $\mathcal{O}$ るときは 方 法 に ょ り こそのの

払 金 返 求 事 関 する 規

八 され から有 条過  $\mathcal{O}$ る 無弁 過 事 護 払 内士還 情 金 があ 返 容は請 還 及 るこ 請 び債 務件 求 件 事件の受任 知 かったときも、の依頼を受けて確認し、当該はの過払金返還は 過等払に <del>-</del> 債請 事件処理 求 律 同 様 とす 理負の Ź。 を担すする。依頼 は頼を受け って 1 るのる 間に、当情務に関 関する って 当 該 債 は、 務 事 項当 者 がを把債 握  $\mathcal{O}$ 務 の債務を負担に握するようになる者が負担して 努かい L て る。 11 る ると 他 債  $\mathcal{O}$ 思務債

とき を受け を行 11 弁 護 7  $\mathcal{O}$ ずに 債な は 務 11 場 過 占  $\mathcal{O}$ 整 債務 限 理 に 金 者 り 事 で 件 生 返 が じ還 負担を なを る 依 請 頼可求 L 能事て す がることをでいる他のは いる他のある! 不依債 希 望利頼 務 粮を受けてはならな 物があることを知り せ益

だ
に ず、 いかつ、これのいて説明 明 そ な  $\mathcal{O}$ L り 理 な 1 そ が 由 ゝら、 ただし がの 不 説 当な目的に明を受ける 当 該 弁 他 護の Ť に 士債 基 b が務 当に づ 当 < 該該つ t 債他い の務 のて 債の で 者 はが務 債 当 12 な 務 い該 0 整 他い理 て債  $\mathcal{O}$ 事 債 件 ら務 務  $\mathcal{O}$ れに整依

意 理 事  $\mathcal{O}$ 護 士 報 酬

九 次な条任 士 は件 次 弁 条 か 5 第十 -六条ま で  $\mathcal{O}$ 規 定 12 反 L て、 任 意 整 理 事 件  $\mathcal{O}$ 弁 護 士 報 酬 を 請 求 又 は 受領 7 は な

カン 5 第 六 条ま でに規定する弁 護 士 報 膕  $\mathcal{O}$ 額 12 は 消 費 税 額 を含ま な 1 ŧ  $\mathcal{O}$ とする

#### 意 理 は件 $\mathcal{O}$

か規、第 第 条 六十 次に掲げ 八 護 (号) 士事 る事 第二条 情に 任 意 照られては して適 外 事 国件 を受 法 正事 は律事務が、予項の妥当がのののでは、 任 するに 一等のと 額報て として着手 手 に なければ 関 金 ければなっていい。 成程 (会規第1) て定め るときは、 六十 九 号) 弁護 第二  $\widetilde{\pm}$  $\mathcal{O}$ 条 報 に酬 規に 関 定 する す Ź 事 規 情 程 ほ会

第三条第

ぼ 尽きると予想されるか否 事 件において処理すべき法第一項第二号に掲げる事 カン 第三 条 及 び 第 兀 条に 規 定 する 事 務  $\mathcal{O}$ ほ か に は、 次 に 掲 げ る Ł  $\mathcal{O}$ 12 ほ

イ 債権者 等  $\mathcal{O}$ 関係者への することを含 に対 Ĺ 事件を受任した )°)° 任えるよう要求t したことを通知 L かすること並びれし、 取引履用 び歴 にの 違 開 法示 伝行為を行っている小を要求すること る債権 債 務 者 者 に及 対び i そ  $\mathcal{O}$ て 支払 家 拒 保 絶証

ニハロ 債権 よる引直 L 計 算を行うこと。

を通

知

む

つ いロロ ること。 てのの引 、主に債務者の将来の収入を弁済原資として、債権者と)引直し計算をした結果(ハの交渉を経た場合を含む。)、別直し計算の方法について債権者と交渉をすること。「増者との取引について利息制限法が定める利息の利率によ 債権者との間で含む。)、債務者 で分割な 刮弁済の交渉をして負担することが明<sup>と</sup> 5 て 裁か 判外でい 和た 解 を務に

ホ ニに 掲 げる事 務  $\mathcal{O}$ 結 果成 立 L た 和 解 に基づく 弁 済  $\mathcal{O}$ 送 金代 行 を受任う する場 合 12 あ 0 て は、 当 該 事 務 を 行うこ

払金 の返還請

受任 文任の際に定は護士は、受任の際に定は第三条及び第 足めた着手金の額が不相応となったときを除き、着手なにた非事業者等任意整理事件については、次に掲げる第四条に規定する事務並びにイからへまでに掲げる東還請求を裁判上又は裁判外で行い、それを回収すること。 掲げる事務に 着手金を追加してに掲げる場合そのは 通 常 付 して請の 随 して行り 時段の われ 又は受領しい事情がある! る がある場 て は ならな で あ 0

者 かの という 想が着な数が着な 求 手 訴 金 訟の 応 額 訴を し、定め 伴事務処理が 又はその他の のた時までには の債 法務的者 手続ら 続に申 かつ、当該法律事務処理にお対処して代理人となるとき。 増えたとき。

権 者

 $\bigcirc$ れ な かに金 った法 律 必 要とな り、 元に相 当 0 時 間 又は 労力 を

- 兀 度を く超 は 二号イ カコ 5 1 まで 12 掲 げ る 事 務  $\mathcal{O}$ 処 理 任  $\mathcal{O}$ 際 予 想 さ
- て 弁れ 別 護 元に着手 意整 [求訴訟を提起する場合であって、その被告]請求してはならない。ただし、次に掲げる場整理事件の着手金を受領している場合には、く超えて時間又は労力を必要とするとき。、は第四条に規定する事務又は前項第二号イ )被告となるべき者が過払金の!(げる場合は、この限りでない。1には、当該事件の債権者に過れ 払 金 返 還 請 求 を することに 0
- 合 理 過 払 性 金 が あ返 還請求る るとき。 返 還 に 応じ な 理 由 相 応

- ついての債務名義に基づき強制執行を申し立てる場合.の被告であった者に上訴を提起された場合.の判決に対して上訴を提起する場合

第号十一四三 他 名イー個目か条別 過払金返還請求 過払金返還請求 過払金返還請求 一条 弁護士が、サ 一条 弁護士が、サ でに掲げ でに掲げ 断(次条に規定する務の処理(同号ホロ恩整理事件について .規定する報酬金を除く。)を請求し、又は受領してはな(同号ホに掲げる事務の処理を除く。)に関して、着手:-について着手金を請求し、又は受領しているときは、: 又は受領してはならな 金前 料項

非 事

- 第十 -解条 .らの請求を事実上免れるに至った、当該各号に定めるところによる るに至ったこと
- 多合に、その減短 減額報酬金 4 過 払 金 報 前酬酬の金 項金金減 額弁 過れさま士 金を回れる 金を回収した場合に、その過払金の金額を経済的利益として又は免れた債務の金額を経済的利益として、その経済的で、受任した時点で債権者が主張していた債務について、それので、経済的利益に応じて算定する方式を採らないもの第一項第二号ニの和解が成立したこと又は債権者からの請求工条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該名 利れ て、 1、その経済的利益に応じて算定されを減額させ、又は 益され免 応 るれ 報 U さ て酬せ 算金た
- な 士れ 各 号  $\mathcal{O}$ 報 膕 金  $\mathcal{O}$ ほ か、 非 事業者 等 任 意 整 理 事 件 に 0 1 て  $\mathcal{O}$ 報 酬 金 を 請 求 又は 受 領 L て は な 5

さ

る

3 士 は 非 事 業 者等 任 意整理 事 件  $\mathcal{O}$ 報 酬 金  $\mathcal{O}$ 金 額 が 第 項 各 号 0 報 酬 金とし て次条か 5 第十 莊 条ま で  $\mathcal{O}$ 規 定

は 従 0 7 することが た 場 おけ る 上 限  $\mathcal{O}$ 金 額  $\mathcal{O}$ 合 計 額 を 超 え な 11 لح き は 前 項  $\mathcal{O}$ 規 定 に か カン わ 6 ず、 報 膕 金 を 請 求 L

報 酬

で

、きる。

十 者 条決 - 人当 分 金た 護 り、 、 士 は 五. 万 非 円事 を 業 超えなる 1 意 範 整 囲 理 内 事 で 件 規 に 則 0 で 11 定て め解 る 決 上 報 限酬 の金 金 を 額請 を求 Ļ 超 え る金 又 は 受領 額 لح L す て るとき は な 5 は、 そ  $\mathcal{O}$ 金

減 額 報

第 + 割 さ四 ħ 又 弁 酬 は護 た金額を記せれた債務 超務 事 える金額 業 者 等 霊額とし 任 意 整 て的理 は利 事 な益 件 5 とし に な 0 て、 1 7 当 減 該 額 経 報 済 酬 的 金 利を 益請 に求 Ļ + パ 又 ] は 受領 セ ン 1 す 以 るとき 下  $\mathcal{O}$ 範 は、 囲 内そ で  $\mathcal{O}$ 規 金 則 額 を、 で 定 め減

過 金

合回十 を収五 払金の金類 ・ 一ついてのエークいてのエーターである。 ・ 一ついてのエーターである。 ・ 一次では、1 での手数料)の手数料が 額非を事 業 者 とし 的 任 て 益意と整 は な し理 5 て、 事 件 な 当に 経い 7 済 的過 利払 益金 一報酬金 十を 五請 パ求 Ĺ セ ント 又は 以 受 領 いすると  $\mathcal{O}$ 範 囲 き 内 で は 規 そ 則 で定  $\mathcal{O}$ 金 額 る を

+す 9 ることがで 本会 (特について 全会は、 できる で護士 定 めが いるところに任意整理で に事 よ件 り、 で 成 <u>\( \frac{\frac{1}{3}}{2} \)</u> 債 L 務 者た の和 利解 益に 基 を 义 づ る き 目割 的賦 金 で を債 権  $\mathcal{O}$ 金額、算定方法その他者に支払うことを代行 する場 必 な 規 合 制の を手

事 件 処 理報 する 規

- $\mathcal{O}$ 七 士れ に 弁 護 世は、元 ずる 書 した債務整理事件 (改責類を受領したときは受任した破産手続間 は開 始 事 速 申 や立事 に、件 、その原、及び民事 件原 事 本再又生 は手 写しを集 債 申 務 <u>\frac{1}{2}</u> 者に事件 交付・ L 1 なけ て、 れ裁 ば判 な 所 5 カコ な 5 決 定 そ
- は 写 は を債 受任 務 停 者 調 L に 書 交 そ 付の 他整 L な の理 け 法事 件れ律 事 破破 らな 処理 産  $\mathcal{O}$ 続 結 開 果を示す文書を作 始 及 び 民 成し、 事 再 生手続開始 又は受領 したときは 申 立 事件 を除く。 遅 滞 。こにつ なく、 そい て、  $\mathcal{O}$ 原
- き は L た 債 に 務 理 自 事 面にば 談関な務 し、 は 権 書 者 面が 開 フ示 ア し クた シ取 ミリ履 歴 そ 電 子の メ 他 ĺ  $\mathcal{O}$ 重 ル そ 要 のな 他 事 これに 項 0 にい 類 7 報告 す Ś 適 又 当 は な説 方 明

号 ょ 0 引 7 直 L わ 計 な 算 け をしば た結 な 5 果が 記 場 お 11 7 は、 要に 応じ て、 て受領 L た 文 第二

方法 弁 護 を協 は 議 配した上、 受任 した過 清算の 払 金 返還 結 果を 請 書求さ 面事れの \*件につ に により報告について、、 なけれ 過払金の返還を受けたの資料を示さなければ、 ば なら ない。 たときは、いらない。事項に見 務 者 12 速 Þ カン 12 報 告

律)

第 + に - 八条 弁護-(広告に関する 努め る。 士は規 債 務 整 理 事 件 に 関 す る 業 務 広 告を行うと き は、 債 務 整 理 事 件 に 係 る 報 酬  $\mathcal{O}$ 基 準 を 表 示 する ょ う

2 が 弁護士 あ は、 債 務 がするように対象整理事件に関 努める。 関 はする業 務 広 告を行うときは 依 頼 を受けるに · 際 して受任する弁 護 士 لح 面 談 す る 必 要

3 金 返 弁 ガ護士は、専らるのることを表示す 還 このみを行うことにとは、専ら過払金 返還 不 利 益が 請 がない、 かり のように 扱う旨 を · 誤認 表示、 以は誤導がする等債 すするおそれの優務者が負担  $\mathcal{O}$ L あて いる業 務 他 広の 告を行 債 務  $\mathcal{O}$ 0 処 て 理 は を なら 行 わ な ず 12 過 払

+ に 萎 九 縮 さ こ の せることの 規 程 は、 な 弁 11 よう 護 士  $\mathcal{O}$ 実質 職 的 務 が に 解 本 来多様 釈 L 性 適 と個 用 L な 別 け 性 れば を有 ならな することに 鑑 み、 弁 護 士  $\mathcal{O}$ 債 務 整 理 事 件 処 理 を

附 則

釈

適

用

3

を

1 規 平成二· 十三 年 月 行 する。

2 規 施 整 理 関 する事 項につい 7 な お 従 前  $\mathcal{O}$ 例 に による。

失う。 こ こ こ の の の 規 程程程 はのは、施 こ行のの 規際 程のに 施行任任 のし の日から起算れている債務整月一日から施行 L て理事 五件 年の を処 超えに な 11 範 拼 内 12 お 1 て 理は、 事 会 で 定 め る H そ 0 効 力

則 平 成 七 

附 則 項 の改 の改正 規定 は 平 平成二十七年十二日一月四日改正) 一〇二号(平成二十一月四日から施行力 ける。

二六 年 月 五 日会規第一 七 年一二 月 津 四 日 部 改 正

改 玉 正 法 事 伴 務 う 会規 弁 護 士法 外 人制 玉 特 別会員問題 設に 関 係 係 を除 る 外 玉 <u>ر</u> د 弁 護 0) 士 整 に による法 備 に 関 公する規究 程の 取 第扱 **→** √, 条に 関 第 す 七条条 別 第措 八置  $\mathcal{O}$ 一部

第 法 条 律 0 部 を改正する法律 (平成二十六年

附 則

整備に関する規程上による法律事務の 第一を · に 関 第三条、

 一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改ら第二条の規定の施行の日から施行する。
 一条 この規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改定の規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改定の規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改定の規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改定の規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一等の規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一等の規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一等の規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一定の規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一定の規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一定の規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一定の規程は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一定の規模は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一定の規模は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一定の規模は、外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改善を表する。 この を改正する法律 (令和 二年法律第三十